

第 1 2 号議案

亀岡市大井生涯学習センター条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

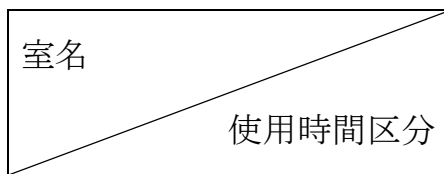
亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市大井生涯学習センター条例の
一部を改正する条例

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

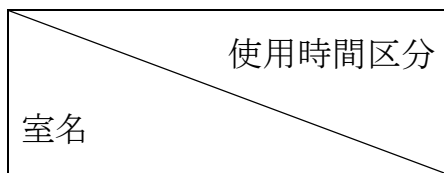
別表第 1 中

「



」を

「



」に、

円 4,860	円 6,480	円 7,560	円 9,720	円 11,880	円 16,200
860	1,080	1,290	1,720	2,050	2,910

を

円 4,950	円 6,600	円 7,700	円 9,900	円 12,100	円 16,500
880	1,100	1,320	1,760	2,090	2,970

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市大井生涯学習センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市大井生涯学習センター条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市大井生涯学習センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。